

特例を適用する場合の追加添付書類

相続税申告チェックリスト

被相続人		相続開始日	
申告期限		使う申告書様式	

適用する特例と区分が決まってから集める（要件判定が先、書類収集が後）

場面・区分	添付する書類	原本／写し	確認	担当	確認日	備考
小規模宅地等（全区分共通）	申告書 第11・11の2表の付表1（該当があれば別表1）	写し				
小規模宅地等（全区分共通）	遺言書の写しまたは遺産分割協議書の写し	写し				
小規模宅地等（全区分共通）	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	原本				
特定事業用（3年以内に事業開始）	付表1（別表2）／一定の資産の種類・数量・価額の明細書	写し				
特定居住用（家なき子）	相続開始前3年以内における住所または居所を明らかにする書類	写し				
特定居住用（家なき子）	3年以内に居住していた家屋が自己等の所有する家屋以外である旨を証する書類	写し				
特定居住用（家なき子）	相続開始の時に居住している家屋を相続開始前のいずれの時にも所有していたことがないことを証する書類	写し				
特定居住用（老人ホーム入所）	被相続人の戸籍の附票の写し	写し				
特定居住用（老人ホーム入所）	介護保険の被保険者証の写し、障害福祉サービス受給者証の写し等	写し				
特定居住用（老人ホーム入所）	施設への入所時における契約書の写し等	写し				
特定同族会社事業用	法人の定款の写し	写し				
特定同族会社事業用	発行済株式の総数と被相続人等の保有株式数を法人が証明した書類	写し				
貸付事業用（3年以内に貸付開始）	過去4年分の所得税青色申告決算書（不動産所得用）の写しなど、3年超の特定貸付事業を明らかにする書類	写し				
郵便局舎の敷地	総務大臣が交付した証明書	写し				
配偶者の税額軽減	遺言書の写しまたは遺産分割協議書の写し	写し				
配偶者の税額軽減	共同相続人等全員の印鑑証明書（特別代理人がいる場合は特別代理人を含む）	原本				
未分割（全部または一部）	申告期限後3年以内の分割見込書	写し				
納税猶予（非上場株式等・個人の事業用資産）	特例ごとの適用要件チェックシート等	写し				

国税庁チェックシート注4では、配偶者に対する相続税額の軽減、小規模宅地等、特定計画山林、農地等の納税猶予の特例の適用を受ける場合、印鑑証明書は必ず原本を提出するとされています。一方、取得者がマイナンバー（個人番号）を有していれば、居住の事実や相続開始前3年以内の住所・居所を明らかにする書類は提出不要です。